

令和 7 年度

せ い と こ ろ え
生徒心得

いわき支援学校くぼた校

氏名

くぼた^{こう}校での生活は^{せいかつ}集団生活^{しゅうだんせいかつ}を^{まな}学ぶための

^{たいせつ}大切な^{じき}時期です。

また、^{しゅうだん}集団で^{せいかつ}生活するには、いろいろな^き決まりが

あります。^き決まりを^{まも}守る^{しゅうかん}習慣をつけることは、み

なさんが^{そつぎょう}卒業し、^{しゃかい}社会に^で出てからとても^{たいせつ}大切な
ことです。

この^{せいと}生徒心得は、いわき^{しえんがっこう}支援学校くぼた^{こう}校の

^{せいと}生徒としての^{じかく}自覚と^{ほこ}誇りをもち、より^{じゅうじつ}充実した

^{がっこうせいかつ}学校生活が^{おく}送られることを^{ねが}願い、そのための^{きじゅん}基準

^{しめ}を示したものです。

みなさん^{ひとりひとり}一人一人の^{じかく}自覚と^{せきにん}責任をもって、こ

^{こころえ}の心得を^{まも}しっかり守り、^{こうこうせいかつ}高校生活をより^{ゆういぎ}有意義な
ものにしましょう。

1 通学つうがく

- (1) 交通規則や公共交通機関利用のルールを守り、安全に通学する。
こうつうきそく こうきょうこうつうきかんりよう まも あんぜん つうがく
- (2) 歩きながらの携帯電話の使用や食べ歩きはしないなど、マナー
ある けいたいでんわ しょう た ある
を守る。
まも
- (3) 寄り道はせず、決められた時間・方法で通学する。
よ みち き じかん ほうほう つうがく
- (4) 自転車通学は、許可願を提出し、認められた場合に限る。
じてんしゃつうがく きょかねがい ていしゅつ みと ばあい かぎ
- (5) 登下校中に何かあった場合は、学校や家庭に連絡する。
とうげこうちゅう なに ばあい がっこう かてい れんらく

2 学校生活がっこうせいかつ

- (1) 登校時刻は8時30分、下校時刻は15時35分とする。16時以降
とうこうじこく じ ぶん げこうじこく じ ふん じいこう
残る場合は、担任の先生に理由を伝え、下校方法や時刻を確認する。
のこ ばあい たんにん せんせい りゆう つた げこうほうほう じこく かくにん
- (2) 先生（くぼた校、勿来高校）や、来客に対してはもちろんのこと、
せんせい こう なこそこうこう らいきやく たい
友達同士、勿来高校の生徒に対してもしっかりとあいさつする。
ともだちどうし なこそこうこう せいと たい
- (3) 5分前行動を心がける。
ふんまえこうどう こころ
- (4) 他人のロッカーや下駄箱は開けない。
たにん げたばこ あ
- (5) 水分補給のために、家庭から水筒（お茶、水、スポーツドリンク）を
すいぶんほきゅう かてい すいとう ちゃ みず
も
も
持ってくるのは良い。
よ
- (6) 校内の自動販売機の使用や弁当購入は、原則として認めない。
こうない じどうはんばいき しょう べんとうこうにゅう げんそく みと

3 所持品

(1) 所持品には必ず名前を書き、なくさないようにする。

また自分の持ち物は責任をもって管理する。貴重品は担任の先生に渡して管理する。

※預けずに失くす、壊れてしまった場合は自分の責任になります。

(2) 必要のないお金や学習に関係のない物（雑誌、ゲーム機、お菓子、ミュージックプレイヤーなど）は持ってこない。

(3) 携帯電話を持つ場合は、「許可願」を提出し学校の許可を得る。ま

た、校地内、駅のホーム、公共交通機関（バス、電車）での使用は禁止

とする（※緊急時は除く）。校内でどうしても利用しなければならな

い場合は、担任の先生に伝える。許可願内のきまりを守れず何度も

注意を受けた場合は、許可願を取り消す場合がある。

4 交友関係

(1) みんなと協力し学校生活を送る。

(2) 友達同士でも、正しい言葉づかいを心がける。

(3) 交際は、高校生としてのエチケット（距離、身体に触らない等）を守り、誤解のないようにする。

(4) 男女二人きりで人気のない場所には、いないようにする。

(5) 自分や友達の携帯番号、メールアドレスを他人に教えない。

また、ネット上に友達^{じょうともだち}の個人情報^{こじんじょうほう}を載^のせない。自分^{じぶん}の個人情報^{こじんじょうほう}も
同様^{どうよう}である。

5 服装^{ふくそう}

【標準服^{ひょうじゅんふく}】

- (1) くぼた校が推奨^{こうすいしょう}する標準服^{ひょうじゅんふく}の着用^{ちやくよう}を基本^{きほん}とする。スカート^{なが}の長さ^{みじか}は、短^{みじか}くしない。ワイシャツ、ネクタイ、ブラウスの着用^{ちやくよう}が難^{むずか}しい場合は担任^{ばんい}の先生^{たんしん}と相談^{さんさん}し、白^{しろ}いポロシャツなどを着用^{ちやくよう}しても良い^{よい}。
- (2) 夏季^{かき}は夏服^{なつふく}を着用^{ちやくよう}する。ネクタイ、リボン^{ちやくよう}は着用^{ちやくよう}しない（夏服^{なつふく}期間^{きかん}6月^{がつ}～9月^{がつ}）。また、夏服^{なつふく}の上^{うへ}にベスト^{ちやくよう}を着用^{ちやくよう}することは認め^{みと}ない。ただし、気温^{きおん}や体調^{たいちょう}に合わせて、カーディガン^あ（黒^{くろ}・紺^{こん}・茶^{ちゃ}・グレー^{ちやくよう}）を着用^{ちやくよう}しても良い^{よい}。
- (3) 冬季^{とうき}は冬服^{ふゆふく}を着用^{ちやくよう}する（10月^{がつ}～5月^{がつ}）。ただし、気温^{きおん}や体調^{たいちょう}に合わせてカーディガンまたはニットベスト^{くろこんちゃ}（黒^{くろ}・紺^{こん}・茶^{ちゃ}・グレー^{ちやくよう}）を着用^{ちやくよう}しても良い^{よい}。
- (4) 肌着^{はだぎ}は白^{しろ}や無地^{むじ}などの目立^{めだ}たないものとする。

【運動着^{うんどうぎ}】

- (1) Tシャツ、ジャージ^{じょうぎ}（上下^{てい}）、ハーフパンツは、くぼた校指定^{こうしてい}のものとする。

(2) T シャツ^{ていー}に関しては、くぼた校指定^{かん}のTシャツまたは、無地^{こうしてい}の紺色^{むじ こんいろ}のもの^{みと}を認める。

【ベルト^{べると}】

(1) 色^{いろ}、柄^{がら}とも派手^{はで}でないものとする。

【防寒着^{ぼうかんぎ}】

(1) 防寒着^{ぼうかんぎ}は、できるだけ黒^{くろ}、紺^{こん}、茶^{ちゃ}、グレー^{しろ}、白^{しろ}などとし高校生^{こうこうせい}としてふさわしい物^{もの}を着用^{ちやくよう}する。

(2) ブレザーや運動着^{うんどうぎ}の中に、防寒着^{ぼうかんぎ}を着る場合は、色^{いろ}が目立たないものとする。

(3) 手袋^{てぶくろ}やマフラー、ネックウォーマーは、黒^{くろ}、紺^{こん}、茶^{ちゃ}、白^{しろ}、グレー^{しろ}などの派手^{はで}でないものとする。校内^{こうない}では着用^{ちやくよう}しない。

【靴下^{くつした}】

(1) 黒^{くろ}または紺^{こん}、白^{しろ}とする。入学式^{にゅうがくしき}、卒業式^{そつぎょうしき}などの儀式的行事^{ぎしきてきぎょうじ}の際は、黒^{くろ}または紺^{こん}が望ましい^{のぞ}。

(2) ストッキングまたはタイツは、黒^{くろ}または肌色系^{はだいろけい}で、無地^{むじ}とする。儀式的行事^{ぎしきてきぎょうじ}の際は、黒^{くろ}とする。

【ひざ掛け等^{かとうしょう}の使用】

冬季期間^{とうききかん}（12月～3月）のひざ掛け等^{かとうしょう}の使用^{しょうほうほうおよ}について、使用方法^{きん}及び禁止事項^{しじこう}は下記^{かき}のとおりとする。

しょうほうほう
使用方法

- ・教室（特別教室も含む）でのみ、使用する。
- ・体育の授業では使用禁止とする。
- ・くぼた校集会、儀式的行事（卒業式、終業式、始業式、修了式等）では使用しない。
- ・椅子に座る際は、ひざに掛けて使用する。
- ・教室移動の際は、たたんで持ち歩く。
- ・使用しない時、ひざ掛けはロッカーにしまっておく。

禁止事項

- ・肩にかけたり、頭からかぶったりする。
- ・歩く際に腰に巻く。
- ・その他、本来の正しい使用方法以外の使い方をする。

【その他】

- （１）登校靴、上履き、バッグなどは、特に指定はないが、色、柄とも派手でないものとする。
- （２）ヘアゴムはできるだけ髪の毛に近い色とし、飾りのついたものは禁止とする。
- （３）パーマ、マニキュア、染髪、化粧は禁止とする。
- （４）必要以上の整髪料の使用は禁止とする。
- （５）授業の内容にあわせた服装（髪の毛などの身だしなみも含む）

こころ
を心がけること。

6 校外生活

(1) 外出する場合は、行き先を必ず家の人に伝え、身分証明書
を持っていく。

(2) 外出は、18時までとする。保護者と一緒であれば18時を過
ぎてもかまわない。

(3) 家の人と一緒にいるとき以外は、外泊は禁止とする。

7 アルバイトについて

(1) アルバイトは原則禁止とする。ただし、アルバイトの実施を

希望する場合は、「くぼた校アルバイト規定」によるものとする。

(2) 金銭的な理由によるアルバイトの実施は認めない。

8 運転免許証について

(1) 運転免許証の取得は、原則禁止とする。ただし、就職内定後、

下記の場合に限り認められる場合がある。

○高等部3年生で、進路先(企業)が内定し、学校生活において良好で
ある者。

○就職等の理由で、卒業後に運転免許証が必要と認められる者。

○免許取得にあたり、家庭の十分な協力と監督が得られる者。

○生活グループ、担任、学年主任で承認された後、分校長の面談を

じっし きょか う もの
実施し、許可を受けた者。

うんでんめんきょしょう しゅとく ばあい じどうしゃがっこうにゅうこうきょかねがい せいやくしょ
(2) 運転免許証を取得する場合は、「自動車学校入校許可願」と誓約書

ていしゅつ がっこうちょう きょか え きょか え ばあい じどうしゃ
を提出し、学校長の許可を得る。許可を得られた場合に限り「自動車

がっこうにゅうこうきょかしょう はっこう
学校入校許可証」を発行する。

うんでんめんきょしょう しゅとく さい すみ がっこう ほうこく
(3) 運転免許証を取得した際は、速やかに学校に報告する。

うんでんめんきょしょう しゅとく ほんこうざいせきちゅう うんでん
(4) 運転免許証を取得できても、本校在籍中は運転をしないことと

うんでんめんきょしょう そつぎょう ほごしゃ あず ほんかん
する。また、運転免許証は卒業するまで保護者に預け、保管しても
らうようにする。

たこうせい せいと うんでん じどうしゃ どうじょう
(5) 他校生の生徒の運転する自動車やバイクには同乗しない。

9 特別な指導

しゃかい がっこう き まも ばあい
社会のルールや学校の決まりを守れなかった場合は、

とくべつ しどう おこな
特別な指導を行うことがある。